

○没収保全等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則

平成 4 年 6 月 3 0 日
山口県公安委員会規則第 5 号

(概 要)

山口県警察に勤務する警察官のうち、国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（平成 3 年法律第 9 4 号）第 1 9 条第 3 項、不正競争防止法（平成 5 年法律第 4 7 号）第 3 5 条第 3 項及び組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成 1 1 年法律第 1 3 6 号）第 2 3 条第 1 項に規定する没収保全等を請求することができる司法警察員は、次のとおりとする。

- (1) 山口県警察本部長
- (2) 山口県警察本部の生活安全部、刑事部、交通部及び警備部に勤務する警部以上の階級にある警察官
- (3) 警察署に勤務する警部以上の階級にある警察官